

★堺商工会議所の経営支援メニュー★

マル経融資

みなさまの資金調達を応援します

マル経融資とは、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が、**無担保・無保証人・低金利**でご利用できる商工会議所の推薦に基づいて融資される日本政策金融公庫の融資制度です。



融資限度額	利率	返済期間
2,000万円	最新の利率等詳細は、 上記QRコードを確認ください。	10年以内（据置期間2年以内）
ご利用 いただける方	①常時使用する従業員数が、「商業・サービス業で5人（但し、宿泊業・娯楽業は20人）」以下、または「製造業・その他の業種で20人」以下の方 ②最近1年以上堺市内で事業をされている方 ③当所の経営指導を受けている方 ④確定申告を行い、税金を完納している方 ⑤日本政策金融公庫の融資対象業種の方 ※詳しくはお問い合わせください	

専門相談窓口

ひとりで悩むより、専門家に相談してみませんか？

中小企業診断士・税理士・弁護士・社会保険労務士・IT相談員の各分野の専門家が事業に関するあらゆるご相談をお受けし、適切なアドバイスをいたします。ご相談は全て**無料**です。（事前予約制）

相談分野	相談日・予約はコチラ
創業・経営	 <専門相談窓口>
税務・経理	
法律	
労務管理	 <IT導入・デジタル化支援専門家派遣>
IT・DX	



災害・緊急事態への対応 (BCP策定支援・ビジネス総合保険)

安心して事業を続けていくために

●事業活動を取り巻く「リスク」から、皆様をお守りします！

皆様が様々な災害等で緊急事態に陥った際、早期に事業活動の復旧するために必要となる**BCP（事業継続計画）**に関する情報提供～計画策定～フォローアップまでを一貫してお手伝いします。



【情報提供】
BCPセミナーの開催



【策定支援・フォローアップ】
専門家派遣制度



●災害等で罹災した際の「損失や費用」を補償します！

事業活動を継続するうえでは、様々なリスクが伴います。自然災害や感染症等による予期せぬ、事業中断への備えとして、**ビジネス総合保険制度**への加入をオススメします。



対象となる
事故(例)



●火災、落雷、破裂・爆発



●盗難



●給排水設備の水漏れ



●食中毒

事業承継支援事業

経営者のみなさん、後継者は決まっていますか？

経営権の承継をはじめ、後継者の育成、相続、株式等の相談に関して、税理士や中小企業診断士を事業承継コーディネータとして派遣し、事業承継計画書等を作成し、これからの方向性、手順等について、皆様のご相談に無料でアドバイスいたします。



労働保険事務組合

労働保険の面倒な事務手続きを代行します

労働保険事務組合とは、労働保険（労災保険・雇用保険）の煩わしい手続きを、事業主の委託を受けて、労働保険の事務代行をする団体です。

《労働保険事務組合へ加入するメリット》

- ★ 特別加入として、**代表者（役員）・家族従業員も労災保険に加入できます。**
- ★ 保険料の金額に関わらず**保険料納付を3回に分割**できます。
- ★ 雇用保険の取得や喪失、離職票等ハローワークへの書類提出を代行します。

ご利用には、**事務委託手数料（年間：16,500円～）**が必要となります。詳細はHPにてご確認ください。

※従業員数によって変動します



従業員を雇用していない一人親方の方の労災保険も加入できます！

堺商工会議所では、新たな会員サービスとして「一人親方」を対象とする建設労災組合を設立することとなりました。一人親方労災への加入をご検討中の方やお取引先で一人親方の事業所をご紹介いただける方も、どうぞお気軽にご連絡ください。

※ご利用には、**事務手数料（年間：6,600円）**が必要となります。

※労災保険料の金額については、HPをご確認ください。



小規模企業共済

小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。掛金は全額を所得控除できるので、高い節税効果があります。。



経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済）

取引先の倒産による連鎖倒産を防ぐために、掛金を積み立てておき、取引先企業が倒産した場合には、共済金が貸し付けられます。掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。



中小企業退職金共済

中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は非課税で、一部国が助成します。



＜お問い合わせ先＞

〒591-8502

堺市北区長曽根町130-23

堺商工会議所

TEL:072-258-5581

公式LINEのご案内

融資、公的補助金をはじめとする各種支援施策や、当所事業等、企業経営に役立つ情報をタイムリーに発信いたしますので、下記のID、またはQRコードから検索いただき、是非、友だち追加をお願いします。



販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2 / 3

【第17回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

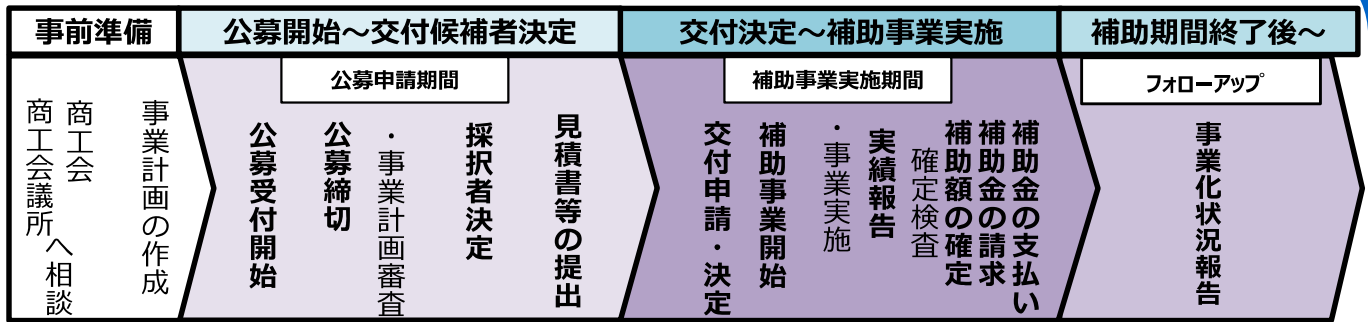
◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>50万円</u> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>150万円</u> を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザインやリーフレットを作成**。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[G Biz ID
取得](#)

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

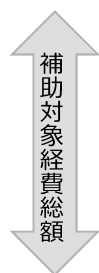
【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】



自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

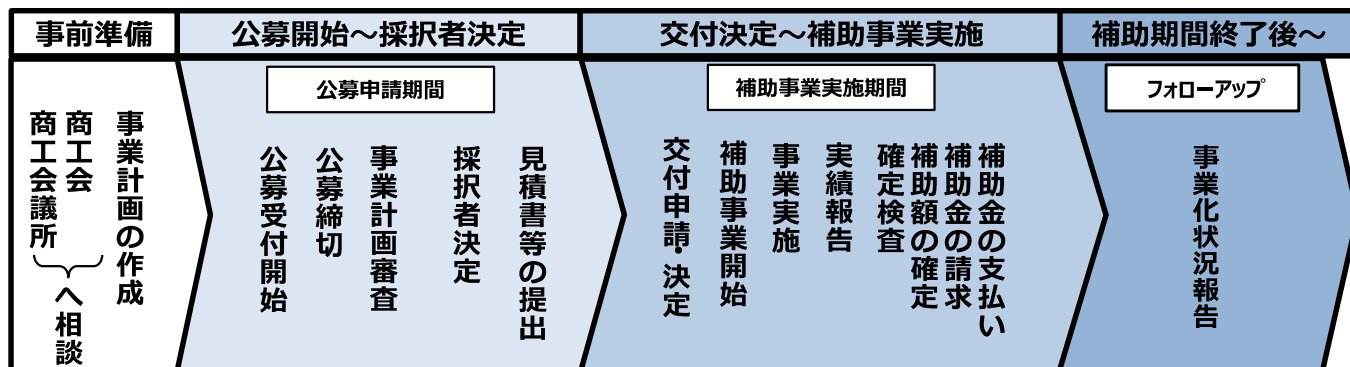
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援(※)**」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過。**厨房設備の導入**及び**店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

[持続化補助金（創業型）事務局HP](#)：



[GビズID
取得](#)